

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

[illegible]

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大正区万博機運盛り上げ・ドイツ交流イベント業務委託

2 契約の相手方

株式会社アイ・オー・ワン

3 随意契約理由

本業務の目的に対し、最大限の成果を得るためには、集客力の高い魅力的な店舗や、聞いてみたいと思わせる講演者を招くことができるコネクション、イベントを魅力的に演出する企画力、そして関心を高める戦略性の高い情報発信力が不可欠であるため、委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社アイ・オー・ワンの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社アイ・オー・ワンと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務グループ（電話番号 06-4394-9975）

随意契約理由書

1 案件名称

「第 40 回たいしょう人権展」事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

浪速・西・港・大正区の 4 区（以下、4 区という。）では、昭和 58（1983）年の大浪橋差別落書きを契機として、区民・行政が一体となって人権問題に取り組んできた。

人権が尊重され、部落差別をはじめ一切の差別を許さない「人にやさしい社会」の実現をめざし、浪速・西・港・大正 4 区で採択された「あらゆる差別の早期撤廃と人権尊重のまちづくりをめざす区民宣言」の一層の周知を目的として、昭和 60 年（1985）年より毎年 4 区合同での人権展を実施している。

本年は当区が幹事区として「第 40 回たいしょう人権展」事業（以下、人権展という。）を実施するものである。この人権展は、4 区の区民、在勤する方が、様々な人権課題についての正しい認識をさらに深め、人権について関心・理解を深めることを目的としている。

そのために、様々な人権課題についての正しい認識をさらに深めるとともに、あらゆる差別の解消に向けた人権啓発を効果的に進めるための取組が重要であり、単にイベントとして実施するのではなく人権展へより多くの区民に参加していただき、あらゆる差別の解消に向けた人権啓発を効果的に進めるための取組が求められることから、委託する事業者には、行政にはない新たな発想や専門的な知識、経験などのノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が、競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、選定会議による各項目審査において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも委託業者として適当と認め、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（電話番号 06-4394-9743）